

豊中市条例第 号

豊中市環境の保全等の推進に関する条例の一部を改正する条例

豊中市環境の保全等の推進に関する条例（平成 17 年豊中市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
目次 第 1 章～第 8 章 （省 略） 第 9 章 罰則（第 89 条—<u>第 93 条</u>） 附則 第 89 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 月以下の懲役又は 100,000 円以下の罰金に処する。 <u>（1） 第 35 条の規定による命令に違反した者</u> <u>（2）・（3）</u> （省 略） <u>第 92 条 第 32 条第 2 項又は第 3 項の規定に違反した者は、30,000 円以下の罰金に処する。</u> <u>第 93 条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、<u>第 89 条から前条までの違反行為</u>をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。	目次 第 1 章～第 8 章 （省 略） 第 9 章 罰則（第 89 条—<u>第 92 条</u>） 附則 第 89 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 月以下の懲役又は 100,000 円以下の罰金に処する。 <u>（1）・（2）</u> （省 略） <u>第 92 条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、<u>前 3 条の違反行為</u>をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。